

給食届の提出について～認定こども園・幼稚園等の設置者の皆様へ～

広島市健康福祉局健康推進課

「特定かつ多数の人に対して、継続的に食事を提供する施設（給食施設）」の設置者は、健康増進法及び広島市健康増進法施行細則の規定により、給食の届出を行う必要があります。

この度、令和2年3月31日健健発 0331 第2号厚生労働省健康局健康課長通知において、これまで給食施設とみなしていなかった認定こども園や幼稚園等でのデリバリー弁当等が給食の扱いと示されたことから、以下の給食施設の定義に該当する場合、所定の届出をお願いいたします。

【給食施設の定義】

以下のすべての項目に該当する場合、給食届の提出が必要となります。

<p>特定の対象者に 継続的に</p>	<p>利用者がほぼ同一と推定される集団に対し、週4日以上かつ1か月以上継続している。</p> <p>※選択制（利用者側が給食を食べるかどうかを選択する）の場合は含まず、原則、全員喫食の場合とする。</p> <p>※日によって利用者が異なる場合は含まない。</p> <p>※認定こども園の場合、1号認定と2号認定及び3号認定を同一集団の施設とみなす。</p>
<p>多数の対象者に</p>	<p>栄養管理を行う対象者の予定給食数（職員食は含まない）が、<u>1回50食以上又は1日100食以上</u></p> <p>※予定給食数は、施設の種別^{*1}が学校の場合は園児数、児童福祉施設の場合は定員数とする。</p> <p>※認定こども園の場合、1号認定と2号認定及び3号認定を合算する。^{*2}</p>
<p>食事を提供する施設</p>	<p>○栄養管理が可能な食事及び調理形態であること（おかずの提供）</p> <p>※みそ汁のみ、ごはんのみの提供は含まない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が当該施設を利用して、食事の提供を受けるものに一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約している場合も含む (令和2年3月31日健健発 0331 第2号厚生労働省健康局健康課長通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」より抜粋)</p> </div>

*1 施設の種別

学校	幼稚園、認定こども園（幼稚園型）
児童福祉施設	保育園、認定こども園（幼保連携型、保育所型、地方裁量型）

*2 食数の合算の具体的な考え方

例) 幼保連携認定こども園

次の要件を満たす場合、2号認定及び3号認定の予定給食数に1号認定の予定給食数を合算。

(要件) 1号認定の給食が選択制でなく、かつ週4日以上給食を供給する

【例1】

2号認定及び3号認定の乳幼児の予定給食数	1号認定の幼児の予定給食数 ・選択制でない ・給食の利用が週4日以上	職員
----------------------	--	----

届出

【例2】

2号認定及び3号認定の乳幼児の予定給食数	1号認定の幼児の予定給食数 ・選択制 ・給食の利用が週4日未満	職員
----------------------	---------------------------------------	----

届出

(注釈)

1号認定	教育標準時間認定 ・満3歳以上
2号認定	保育認定・満3歳以上
3号認定	保育認定・満3歳未満

【給食届の提出方法】

- ① 給食届の様式を広島市ホームページからダウンロードし、必要事項を記載してください。
<広島市ホームページ>
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/2876.html>
ページ番号でさがす 2876
- ② 提出先（裏面に記載）まで持参、郵送または FAX 等により、御提出ください

【提出先、お問合せ先】

給食施設の所在地を管轄する保健センターまでご提出ください。

名称	所在地	電話番号 (Fax 番号)
中保健センター (地域支えあい課地域支援第二係)	〒730-8565 広島市中区大手町四丁目1番1号	082-504-2528 (082-504-2175)
東保健センター (地域支えあい課地域支援第二係)	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9番34号	082-568-7729 (082-568-7790)
南保健センター (地域支えあい課地域支援第二係)	〒734-8523 広島市南区皆実町一丁目4番46号	082-250-4108 (082-254-4030)
西保健センター (地域支えあい課地域支援第二係)	733-8535 広島市西区福島町二丁目24番1号	082-294-6235 (082-294-6113)
安佐南保健センター (地域支えあい課地域支援第二係)	〒731-0194 広島市安佐南区中須一丁目38番13号	082-831-4942 (082-870-2255)
安佐北保健センター (地域支えあい課地域支援第二係)	〒731-0221 広島市安佐北区可部三丁目19番22号	082-819-0586 (082-819-0602)
安芸保健センター (地域支えあい課地域支援係)	〒736-8555 広島市安芸区船越南三丁目2番16号	082-821-2809 (082-821-2832)
佐伯保健センター (地域支えあい課地域支援第二係)	〒731-5195 広島市佐伯区海老園一丁目4番5号	082-943-9731 (082-923-1611)



健康増進法（抜粋）

（特定給食施設の届出）

第二十条 特定給食施設（**特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設**のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

健康増進法施行規則（抜粋）

（特定給食施設）

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

広島市健康増進法施行細則（抜粋）

（給食施設の届出）

第2条 特定多数人に対して継続的に**1回50食以上100食未満**又は**1日100食以上250食未満**の食事を供給する施設（以下「給食施設」という。）を設置した者は、その事業を開始したときは、その日から1か月以内に次に掲げる事項を所定の届出書によって給食施設の所在地を管轄する保健センター長（以下「保健センター長」という。）に届け出なければならない。